

お客さま各位

株式会社トマト銀行

公共債関連規定改正のお知らせ

平素はトマト銀行をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

公共債の他社への移管手数料の新設に伴い、2024年2月1日より、公共債に係る規定を改正いたします。改正する規定および改正内容は下記のとおりです。

なお、改正後の規定は、改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 改正日

2024年2月1日

2. 改正する規定

- ・保護預り規定兼振替決済口座管理規定
- ・一般債振替決済口座管理規定

3. 改正の内容

公共債関連規定の改正について

以上

お客さま各位

2024年1月4日
株式会社トマト銀行

公共債関連規定の改正について

平素はトマト銀行をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

公共債の他社移管手数料の新設に伴い、公共債に係る規定の内容の一部を改正いたします。改正する規定および改正内容は下記のとおりです。

なお、改正後の規定は、改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 改正日

2024年2月1日

2. 改正する規定

- ・保護預り規定兼振替決済口座管理規定
- ・一般債振替決済口座管理規定

3. 改正の内容

- ・公共債の他社移管手数料の新設
- ・「当行」の表記を「当社」に統一

旧	新
保護預り規定兼振替決済口座管理規定 第1条～第8条 省略	保護預り規定兼振替決済口座管理規定 第1条～第8条 <u>「当行」の表記を「当社」に統一</u>
(他の口座管理機関への振替) 第9条 <u>当行</u> は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関への振替を行うことができます。また、 <u>当行</u> で振込国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な	(他の口座管理機関への振替) 第9条 <u>当社</u> は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関への振替を行うことができます。また、 <u>当社</u> で振込国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な

旧	新
<p>事項（<u>当行</u>および口座を開設している支店名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。</p> <p>2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ<u>当行</u>所定の振替口座依頼書によりお申込みください。</p>	<p>事項（<u>当社</u>および口座を開設している支店名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。</p> <p>2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ<u>当社</u>所定の振替口座依頼書によりお申込みください。</p> <p><u>3 お客さまのご依頼により当社の口座から他の口座管理機関の口座へ振替の手続きを行う場合は、当社所定の手料をいただきます。</u></p>
<p>第10条～第27条 省略</p>	<p>第10条～第27条 <u>「当行」の表記を「当社」に統一</u></p>
<p>付 則</p>	<p>付 則</p>
<p>第1条 省略</p>	<p>第1条 変更なし</p>
<p>第2条 省略</p>	<p>第2条 変更なし</p>
<p>改正実施日</p> <p>平成15年1月27日</p> <p>平成18年10月1日</p> <p>平成19年9月30日</p> <p>平成22年4月1日</p> <p>平成26年7月1日</p> <p>平成28年3月22日</p> <p>2020年4月1日</p> <p>2022年2月1日</p>	<p>改正実施日</p> <p>平成15年1月27日</p> <p>平成18年10月1日</p> <p>平成19年9月30日</p> <p>平成22年4月1日</p> <p>平成26年7月1日</p> <p>平成28年3月22日</p> <p>2020年4月1日</p> <p>2022年2月1日</p> <p><u>2024年2月1日</u></p>

下線部が変更箇所

旧	新
<p>一般債振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第6条 省略</p> <p>(他の口座管理機関への振替)</p> <p>第7条 <u>当行</u>は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。</p> <p>2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ<u>当行</u>所定の振替依頼書によりお申込みください。</p> <p>第8条～第22条 省略</p> <p>付 則 省略</p> <p>改正実施日</p> <p>平成20年2月5日</p> <p>平成20年3月1日</p> <p>平成22年4月1日</p> <p>平成26年7月1日</p> <p>平成28年3月22日</p> <p>2020年4月1日</p> <p>2020年9月1日</p> <p>2022年2月1日</p>	<p>一般債振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第6条 <u>「当行」の表記を「当社」に統一</u></p> <p>(他の口座管理機関への振替)</p> <p>第7条 <u>当社</u>は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。</p> <p>2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ<u>当社</u>所定の振替依頼書によりお申込みください。</p> <p><u>3 お客さまのご依頼により当社の口座から他の口座管理機関の口座へ振替の手続きを行う場合は、当社所定の手数料をいただきます。</u></p> <p>第8条～第22条 <u>「当行」の表記を「当社」に統一</u></p> <p>付 則 変更なし</p> <p>改正実施日</p> <p>平成20年2月5日</p> <p>平成20年3月1日</p> <p>平成22年4月1日</p> <p>平成26年7月1日</p> <p>平成28年3月22日</p> <p>2020年4月1日</p> <p>2020年9月1日</p> <p>2022年2月1日</p> <p><u>2024年2月1日</u></p>

下線部が変更箇所
以上